

1 本校の教育方針

- (1) 「誠実・協同・自律」の校訓のもと、夢と希望にあふれた地域に信頼される「生き生きとした魅力ある学校」づくりを推進する。
- (2) 基礎・基本の充実を通して「確かな学力」を獲得し、「チャレンジ精神」を持って自己実現・進路実現を図る生徒を育成する。
- (3) 「豊かな心」を育み「生きる力」を培う中で、人間尊重の精神を基盤とした知・徳・体の調和のとれた国際社会に飛躍する人材を育成する。

これらの教育方針を踏まえ、全教職員が人間尊重の精神を基盤とした人権の大切さについて理解し、保護者や地域、関係諸機関との情報交換や協議を行い、連携を深める。そして全ての生徒が安心して安全な学校生活を送ることができるように、指導・支援体制を構築し、いじめを許さない学校づくりを推進するために、「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的な方向

社会における共生という原点に立って、他者の価値観を認め、お互いを思いやり人格を尊重しながら成長し合える豊かな人間性を醸成する。暴力を許さず、生命や人権を守る教育を計画的・組織的に推進し、いじめの未然防止を図る。また、近年の特徴的な情報ツール（SNSなど）を使用した誹謗中傷などをはじめとするいじめ問題についても情報モラル向上の機会を設けつつ、各教職員が持つ生徒情報を全教職員が共有し、いじめの早期発見・早期対応を図り、迅速に解決するために、以下の指導體制を構築し取り組む。

3 いじめ防止等の指導體制・組織的対応等

(1) 日常の指導體制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導體制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。【別紙1 校内指導體制及び関係機関】

また、いじめが教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知するため、早期発見できるようチェックリストを別に定める。

【別紙2 チェックリスト】

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、防止のための取組、早期発見の在り方、対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修、情報モラル教育に関する保護者の責務の周知など、年間の指導計画を別に定める。

【別紙3 年間指導計画】

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめが疑われる情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

【別紙4 組織的対応】

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあり、緊急を要すると認められるとき。また、いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされていると認められるとき。」であり、いじめを受けている生徒の状況で判断する。

なお、「相当の期間」については、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、「いじめ対応委員会」で検討し、校長が判断する。

また、生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、校長は直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、「いじめ対応委員会」を中心に組織で事態の解決にあたる。また必要に応じて『学校支援チーム』、『高等学校問題解決サポートチーム』、専門的知識及び経験を有する外部の専門家である弁護士、スクールソーシャルワーカー、さらに県教育委員会事務局高校教育課指導主事等を加えた組織での対応も準備する。

5 その他

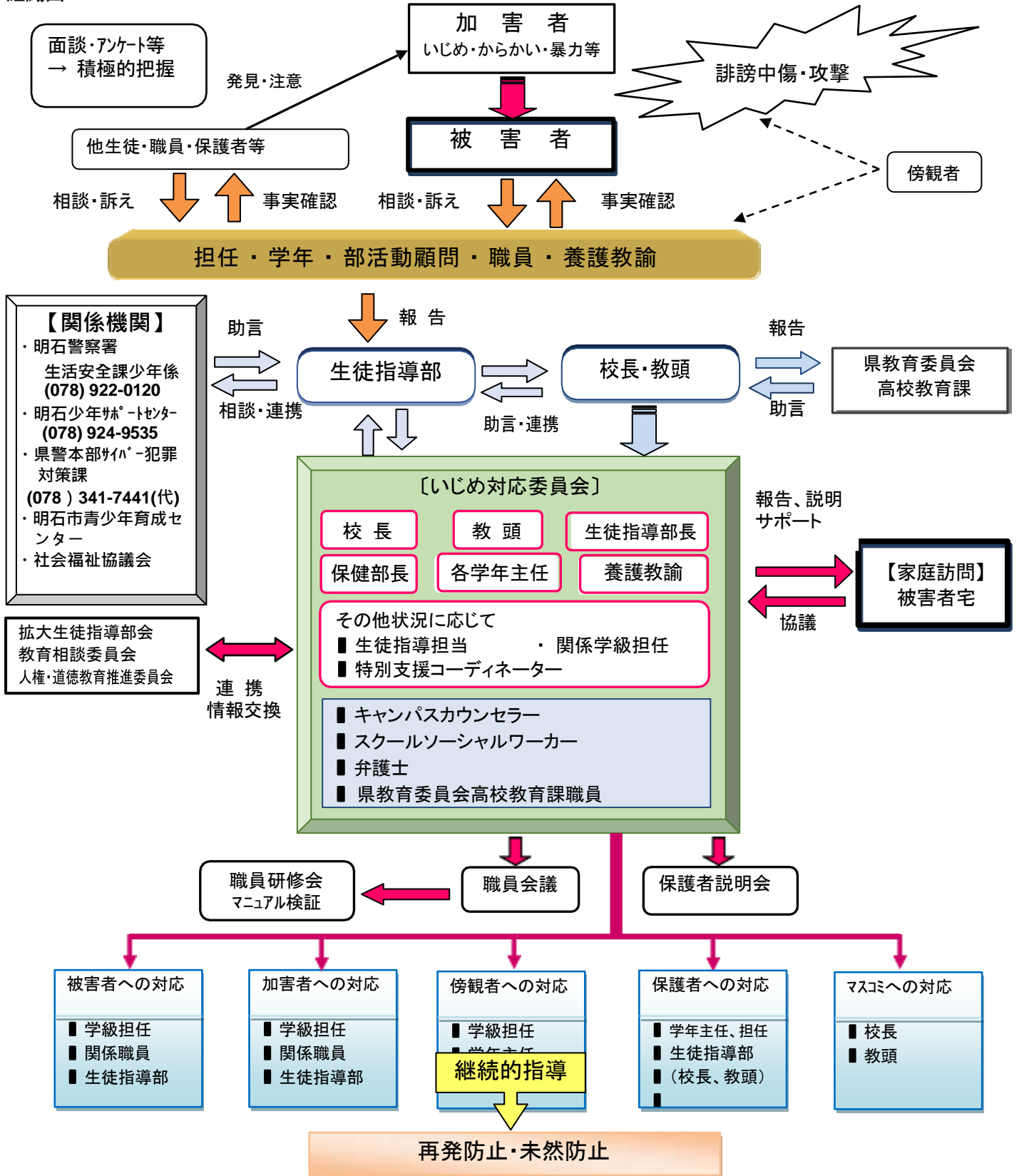
地域との連携が強く、平素から様々な学校行事について地域の協力を得ている本校は、いじめ防止についても、地域とともに取り組むことが肝要で、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会、学年保護者会などあらゆる機会を利用して保護者や地域にたいして情報発信に努めるとともに、情報交換や協議を行う。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、この基本方針ならびに関係する計画、対応や指導体制などの具体的な部分が、問題なく機能しているかについて、「いじめ対応委員会」を中心に点検するとともに、取組状況等を学校評価の項目に位置付け、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて見直し、改善を図ることが重要である。これに際しては、学校全体でいじめの防止に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意する。また、「いじめアンケート」については、様式・方法等が生徒・保護者にとって記入しやすい形態となるよう留意する。さらに、地域との連携を積極的に図るため、保護者をはじめ地域等との情報交換、協議を積極的に行うように留意する。

いじめ対応委員会について

- 校長、教頭及び生徒指導部長を中心に、保健部長、学年主任、養護教諭等で構成する。
(事案の状況に応じて、関係職員及びキャンパスカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、県教育委員会高校教育課指導主事などからなるメンバーを適宜編成する)
- 教育相談委員会と連携し、事案解決後も継続的に指導・支援するため、必要に応じて個別支援計画を立てる。

組織図



いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起きている集団

記入日 年 月 日 ()

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 朝いつも誰かの机が曲がっている | <input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| <input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする | <input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の子どもが残る |
| <input type="checkbox"/> 班にすると机と机の間に隙間がある | <input type="checkbox"/> 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある |
| <input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる | |
| <input type="checkbox"/> 自分たちだけのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある | |
| <input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかしたりするグループがある | |
| <input type="checkbox"/> 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている | |

いじめられている子

◎ 日常の行動・表情の様子

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいだりおどけたりする | <input type="checkbox"/> にやにや、へらへらしている |
| <input type="checkbox"/> おどおどしている | |
| <input type="checkbox"/> いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている | |
| <input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせようとしない | <input type="checkbox"/> 表情が暗く、元気がない |
| <input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが 増える | <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が多くなる |
| <input type="checkbox"/> 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | <input type="checkbox"/> ときどき涙ぐんでいる |
| <input type="checkbox"/> 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |

◎ 授業中・休み時間

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 発言すると友だちから冷やかされる | <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い |
| <input type="checkbox"/> 班編成の時に孤立しがちである | <input type="checkbox"/> 教室へいつも遅れて入ってくる |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | <input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる |
| <input type="checkbox"/> 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする | |

◎ 昼食時

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 好きな物を他の子どもにあげる | <input type="checkbox"/> 他の子どもの机から机を少し離している |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする | <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる |

◎ 清掃時

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている | <input type="checkbox"/> 一人で離れて掃除をしている |
|--|--|

◎ その他

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | <input type="checkbox"/> 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる |
| <input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、隠されたりする | <input type="checkbox"/> 理由もなく成績が突然下がる |
| <input type="checkbox"/> 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す | <input type="checkbox"/> 服に靴の跡がついている |
| <input type="checkbox"/> ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている | <input type="checkbox"/> 手や足にすり傷やあざがある |
| <input type="checkbox"/> けがの状況と本人が言う理由が一致しない | |
| <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする | |

いじめている子

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている | <input type="checkbox"/> 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| <input type="checkbox"/> あからさまに、教職員の機嫌をとる | <input type="checkbox"/> 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ |
| <input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える | <input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け取れない |
| <input type="checkbox"/> グループで行動し、他の子どもに指示を出す | <input type="checkbox"/> 他の子どもに対して威嚇する表情をする |
| <input type="checkbox"/> 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう | |

教職員のいじめ対応チェックリスト

記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()

1 子どもの変化を見逃さないため

〔自身の行動〕

- 子どもへ笑顔で積極的にあいさつをしている
- 子どもの顔を見ながら出席確認をしている
- 連絡帳・生活ノート等を確認している
- 授業において子ども同士の話し合いの場づくりを心がけている
- 休み時間等も子どもたちと一緒にいるようにしている
- 掃除の仕上がり(机の並び方、ゴミの取り残し等)を確認している
- 休み時間、清掃時等に声かけ(チャンス相談)をしている

〔情報共有〕

- 子どもの話題を日常的に職員室で取り上げている
- 気になる子どもの情報を職員室で共有している
- 養護教諭と情報共有をしている
- スクールカウンセラー(キャンパスカウンセラー)と情報共有をしている
- いじめに関するニュースや研修した内容等を、教職員同士で伝え合っている

〔子ども・保護者への対応〕

- 子どもの提出物や学習用具の忘れ物に気を配っている
- 子どもの体調(腹痛や頭痛等)に気を配っている
- 子どもの服装の汚れや破れ等に気を配っている
- 子どもの間のあだ名や呼び方に気を配っている
- 子どもの不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している
- 子どもの給食や弁当の食べ残しに気を配っている
- 教室の子どもの机の中を確認している
- 子どものがんばりを伝える通信づくりをしている
- 気になる子どもの家庭への連絡や家庭訪問をしている

2 適切ないじめ対応のために

〔自身の行動〕

- 自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解している
- 「いじめ防止対策推進法」の定義に基づき、いじめられている子どもの心情に寄り添って、いじめを認知しようとしている
- いじめアンケートから明らかになったいじめに関する情報を把握している
- 自校でいじめの防止等のために行っている校内研修やOJT等の内容を日常の指導に活かしている

〔情報共有〕

- 校内いじめ対応チームのメンバーを知っている
- 日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を築いている
- 子どもの気になる様子を見聞きしたら、どんな小さなことでも学年職員や管理職等に報告している
- 少しでもいじめが疑われたら、校内いじめ対応チームに報告している
- いじめアンケートの回答はその日のうちに確認し、他の教職員と情報共有している

〔子ども・保護者への対応〕

- 子どもに対し、いじめは絶対に許せない行為であることを、各教科、特別の教科道徳、特別活動等を通して、計画的に指導している
- 子どもに対し、いじめなどの行為を見聞きした場合には、見て見ぬふりをせず、必ず教職員に伝えるよう指導している

3 管理職としての校内体制づくりのために

〔日々の体制〕

- 学校いじめ防止基本方針を、職員会議等で共通理解している
- 日頃から教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい風通しの良い環境づくりに努めている
- いじめ発見の情報がすぐに管理職まで届くような体制づくりをしている
- いじめアンケートの結果がすぐに管理職へ報告されるような体制づくりをしている
- いじめアンケートの項目や実施方法について、校内いじめ対応チームで検討している

〔計画的実施〕

- 校内いじめ対応チームの会議を定期的実施している
- いじめ対応マニュアルを用いて職員研修を実施している
- いじめ問題に対して、地域・関係機関等との積極的な情報交換・連携ができるように会合を開いている

〔年度毎の点検・評価〕

- 学校いじめ防止基本方針を学校HPに掲載するとともに、保護者・地域や児童生徒へ説明し、意見を募っている

Ⅱ 年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	保護者・地域との連携	
事 案 発 生 時 、 緊 急 対 応 会 議 の 適 時 開 催	4月 いじめ対応委員会 ・指導方針の確認 ・年間計画作成 [職員会議 ※1] [教育相談委員会 ※2] [学年会議 ※2] [拡大生徒指導部会 ※2]	人間関係づくり 学級づくり	個人面談 ※4個大状況把握 教育相談(月2回) キャンパスカウンセラー	保護者向け啓発 (ネットいじめを含む) PTA総会 保護者会 ※6	
	6月 学校評価項目の 検討・共通理解	人権LHR 2時間	教育相談(月2回) キャンパスカウンセラー	PTA役員会	
		カウンセリングマインド研修 ※5	いじめアンケート ※3 教育相談(月2回) キャンパスカウンセラー	PTA役員会 学校評議員会	
		「いじめ未然防止プログラム」を活用した研修 PTA朝のあいさつ運動	三者面談 教育相談(月2回) キャンパスカウンセラー	PTA役員会	
			教育相談(月2回) キャンパスカウンセラー	PTA役員会	
			教育相談(月2回) キャンパスカウンセラー	PTA役員会	
		学校自己評価 (教員中間評価)	人権LHR 2時間 カウンセリングマインド研修	教育相談(月2回) キャンパスカウンセラー いじめアンケート	PTA役員会
			1・2年サイバー犯罪講演 ※7 人権研修会	教育相談(月2回) キャンパスカウンセラー	PTA役員会 学校評議員会
			3年生啓発サイバー犯罪講演	教育相談(月2回) キャンパスカウンセラー	PTA役員会
			人権LHR 1時間	いじめアンケート 教育相談(月2回) キャンパスカウンセラー	PTA役員会 学校関係者評価

3
月

いじめ対応委員会
・本年度まとめ、課題検討
・次年度の指導方針改善
・次年度の指導計画修正

学校評価
結果のま
とめ、公表

新入生啓発サイ
バー犯罪講演
(合格者召集時)

出身中学校との情報交換

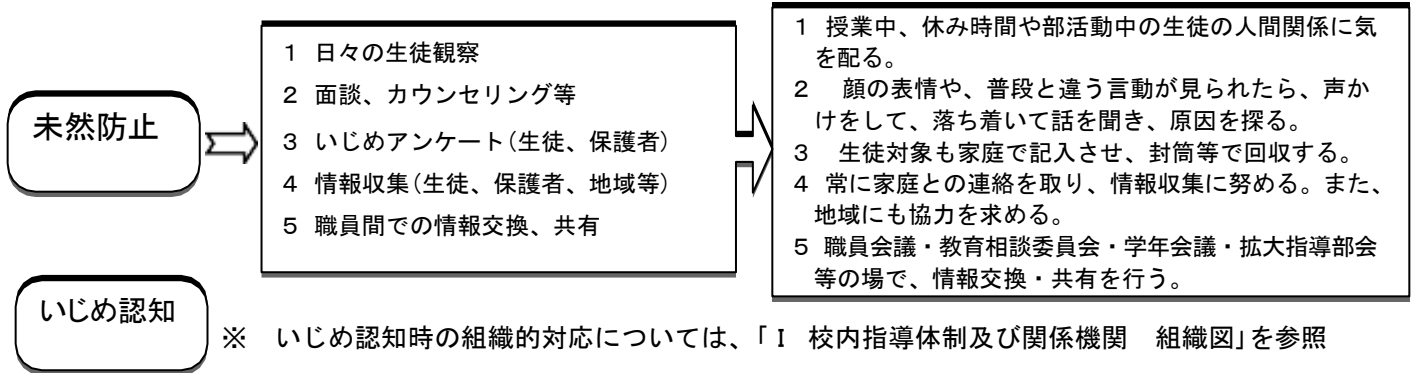
教育相談(2回)
キャンパスカウンセラー

学校評議員会

PTA役員会

いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。また、教職員が、いじめ問題をひとりで抱えこむことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見のみならず、未然防止に向けた取組を進めていく必要がある。

※ 対応方法の詳細については、兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」(平成 29 年改訂版)を参照



被害者への対応

- 1 辛い気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 2 「最後まで守り抜く」「秘密を守る」ことを伝え、「仕返し」等の不安感を取り除き、具体的支援内容を示す。
- 3 学校は、味方であるという姿勢を示す。
- 4 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 5 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

被害者の保護者への対応

- 1 速やかに家庭訪問等を行い、正確な事実関係を伝え、今後の対応について保護者の思いを聞く等の誠意ある対応で信頼関係を築く。
- 2 いじめを防止する方法について、保護者と協議する。
- 3 指導方針への理解を求める。
- 4 継続して家庭との連携を図る。

加害者への対応

- 1 いじめた気持ちや状況等を十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- 2 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、教育的配慮を行いながら、毅然とした姿勢で粘り強く指導を行う。
- 3 いじめは決して許されない行為であることやいじめられている側の気持ちを認識させる。

加害者の保護者への対応

- 1 速やかに家庭訪問等を行い、正確な事実関係を伝え、家庭での指導(話し合い)を依頼する。
- 2 学校としてよりよい解決を図っていくことを伝える。
- 3 具体的な助言を与え、立ち直りへの協力を依頼する。

傍観者、クラスへの対応

- 1 当事者だけの問題にとどめず、クラス及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 2 はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- 3 いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。
- 4 いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

保護者からの相談への対応

- 1 保護者がいじめられていると思いこんで訴えてきた場合、クレーム扱いせず、丁寧に事実確認をする。
- 2 事実が確認できない場合は、学校の対応方法を説明して理解を求め、継続して見守っていくことを伝える。

ネット上でいじめが発覚した時の対応

○未然防止、再発防止にむけた指導のポイント

- ・ 誹謗中傷を書き込むことはいじめであり、決して許される行為ではない。
- ・ 書き込みを行った個人は必ず特定される。
- ・ 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり検挙されることもある。
- ・ GPSの位置情報により、ストーカー被害にあったり、犯罪に巻き込まれたりすることがある。
- ・ 一度流失した情報(画像等)は、簡単には回収できない(就職等にも影響する)。

具体的な対応方法

